



**参 考 資 料**

## 1 死亡・障害の状況（平成16年度）

## a 障害等級の状況

等級別	学校種別	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計	率(%)
第1級		0	2	14	0	1	2	19	3.60
第2級		0	1	1	0	0	0	2	0.38
第3級		0	1	1	0	0	0	2	0.38
第4級		1	0	1	0	0	0	2	0.38
第5級		1	0	6	0	0	0	7	1.33
第6級		0	0	4	0	0	0	4	0.76
第7級		0	2	3	0	0	0	5	0.95
第8級		5	8	16	0	0	0	29	5.49
第9級		20	9	10	0	1	1	41	7.77
第10級		0	2	9	0	0	0	11	2.08
第11級		1	9	12	0	2	0	24	4.55
第12級		25	20	26	2	4	7	84	15.91
第13級		2	15	31	2	0	0	50	9.47
第14級		40	75	116	2	4	11	248	46.97
計		95	144	250	6	12	21	528	100.00

(注) この表の件数は、傷病が治ゆ・症状固定したときに在籍していた学校種別で集計している。(次表に同じ)

## b 障害種別の状況

障害種別	学校種別	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計	率(%)
歯牙障害		10	44	92	4	0	0	150	28.41
視力・眼球運動障害		8	36	62	1	1	1	109	20.64
手指切断・機能障害		7	14	24	1	1	1	48	9.09
上肢切断・機能障害		1	1	6	0	0	1	9	1.70
足指切断・機能障害		0	1	0	0	0	0	1	0.19
下肢切断・機能障害		1	2	7	0	0	0	10	1.89
精神・神経障害		12	6	25	0	1	2	46	8.71
胸腹部臓器障害		2	6	6	0	1	0	15	2.84
外貌・露出部分の醜状障害		48	28	20	0	8	16	120	22.73
聴力障害		5	4	4	0	0	0	13	2.46
せき柱障害		0	2	2	0	0	0	4	0.76
そしゃく機能障害		1	0	2	0	0	0	3	0.57
計		95	144	250	6	12	21	528	100.00

## c 死亡見舞金の給付状況

死因別	学校種別	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計	率(%)
突然死	心臓系	5	18	17	1	0	3	44	47.83
	中枢血管系(頭蓋内出血)	0	1	3	1	0	1	6	6.52
	大血管系など	0	0	7	0	0	0	7	7.61
	計	5	19	27	2	0	4	57	61.96
頭部外傷		3	2	4	1	0	0	10	10.87
溺死		2	2	3	1	0	1	9	9.78
頸髄損傷		0	1	1	0	0	0	2	2.17
窒息死(溺死以外)		1	0	1	0	0	0	2	2.17
内臓損傷		1	0	0	0	0	0	1	1.09
日射病・熱射病		0	1	2	0	0	0	3	3.26
全身打撲		0	1	3	0	0	0	4	4.35
電撃死		0	0	0	0	0	0	0	0.00
焼死		0	1	0	0	0	0	1	1.09
その他		1	0	2	0	0	0	3	3.26
計		13	27	43	4	0	5	92	100.00

## d 供花料の支給状況

事故の型	学校種別	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計	率(%)
対自動車事故	徒歩	14	2	2	0	1	0	19	36.54
	自転車	0	6	9	0	0	0	15	28.85
	原付自動車及び自動二輪車	0	0	5	0	0	0	5	9.62
	その他	0	0	1	0	0	2	3	5.77
計	14	8	17	0	1	2	42	80.77	
その他の事故		2	3	3	0	0	2	10	19.23
計	16	11	20	0	1	4	52	100.00	

(注) 1 供花料は、学校の管理下における児童生徒等の死亡で第三者から損害賠償が支払われたこと等により死亡見舞金が支給されないものに対して支給するものです。

2 表中「対自動車交通事故」は、自動車損害賠償保障法によって損害賠償が支払われたため供花料のみを支給した件数であり、同法の対象とならない自損事故によるものは上掲の死亡見舞金の給付状況に含まれています。

## 2 死亡見舞金の額と給付の対象となる災害の範囲

	給付の対象となる災害の範囲
死 亡	学校の管理下の事故による死亡及び中毒・日射病等所定の疾病に直接起因する死亡

## 3 障害見舞金の額及び等級別障害程度一覧

日本スポーツ振興センターが障害見舞金を支給する障害は、児童生徒等の負傷または疾病が治った場合において存する障害のうち、下表に掲げる障害である。

なお、歯牙障害については、当センターの認定基準において若干緩和した運用をしており、前歯の場合は3本以上でなく2本の欠損でもその歯牙欠損の補綴を行うための両側の歯牙についても歯科補綴を行ったものの歯数に算入することとしている。

等 級	障 害
第一級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 両眼が失明したもの</li> <li>二 咀嚼及び言語の機能が失われたもの</li> <li>三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>五 両上肢をそれぞれひじ関節以上で失ったもの</li> <li>六 両上肢が用をなさなくなったもの</li> <li>七 両下肢をそれぞれひざ関節以上で失ったもの</li> <li>八 両下肢が用をなさなくなったもの</li> </ul>
第二級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの</li> <li>二 両眼の視力がそれぞれ〇・〇二以下に減じたもの</li> <li>三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>五 両上肢をそれぞれ腕関節以上で失ったもの</li> <li>六 両下肢をそれぞれ足関節以上で失ったもの</li> </ul>
第三級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの</li> <li>二 咀嚼又は言語の機能が失われたもの</li> <li>三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>五 両手のすべての指を失ったもの</li> </ul>
第四級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 両眼の視力がそれぞれ〇・〇六以下に減じたもの</li> <li>二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>三 両耳の聴力が全く失われたもの</li> <li>四 一上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>五 一下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>六 両手のすべての指が用をなさなくなったもの</li> <li>七 両足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> </ul>
第五級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下に減じたもの</li> <li>二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>四 一上肢を腕関節以上で失ったもの</li> <li>五 一下肢を足関節以上で失ったもの</li> <li>六 一上肢が用をなさなくなったもの</li> <li>七 一下肢が用をなさなくなったもの</li> <li>八 両足のすべての指を失ったもの</li> </ul>
第六級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 両眼の視力がそれぞれ〇・一以下に減じたもの</li> <li>二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>四 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>五 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</li> </ul>

	<p>六 一上肢の三大関節のうちの二関節が用をなさなくなったもの</p> <p>七 一下肢の三大関節のうちの二関節が用をなさなくなったもの</p> <p>八 一手のすべての指又はおや指及びひとさし指をあわせ一手の四本の指を失ったもの</p>
第七級	<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下に減じたもの</p> <p>二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>三 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>四 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>六 一手のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一手の三本以上の指を失ったもの</p> <p>七 一手のすべての指又はおや指及びひとさし指をあわせ一手の四本の指が用をなさなくなったもの</p> <p>八 一足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>九 一上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>十 一下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>十一 両足のすべての指が用をなさなくなったもの</p> <p>十二 女子の外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>十三 両側の睾丸を失ったもの</p>
第八級	<p>一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの</p> <p>二 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>三 おや指をあわせ一手の二本の指を失ったもの</p> <p>四 一手のおや指及びひとさし指が用をなさなくなったもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一手の三本以上の指が用をなさなくなったもの</p> <p>五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの</p> <p>六 一上肢の三大関節のうちの二関節が用をなさなくなったもの</p> <p>七 一下肢の三大関節のうちの二関節が用をなさなくなったもの</p> <p>八 一上肢に仮関節を残すもの</p> <p>九 一下肢に仮関節を残すもの</p> <p>十 一足のすべての指を失ったもの</p> <p>十一 脾臓又は一方の腎臓を失ったもの</p>
第九級	<p>一 両眼の視力がそれぞれ〇・六以下に減じたもの</p> <p>二 一眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの</p> <p>三 両眼にそれぞれ半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたにそれぞれ著しい欠損を残すもの</p> <p>五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>八 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>九 一耳の聴力が全く失われたもの</p> <p>十 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>十一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>十二 一手のおや指を失ったもの、ひとさし指をあわせ一手の二本の指を失ったもの又はおや指及びひとさし指以外の一手の三本の指を失ったもの</p> <p>十三 おや指をあわせ一手の二本の指が用をなさなくなったもの</p> <p>十四 第一足指をあわせ一足の二本以上の指を失ったもの</p> <p>十五 一足のすべての指が用をなさなくなったもの</p> <p>十六 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第十級	<p>一 一眼の視力が〇・一以下に減じたもの</p> <p>二 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>三 一四本以上の歯に歯科補綴を加えたもの</p> <p>四 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>五 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>六 一手のひとさし指を失ったもの又はおや指及びひとさし指以外の一手の二本の指を失ったもの</p> <p>七 一手のおや指が用をなさなくなったもの、ひとさし指をあわせ一手の二本の指が用をなさなくなっ</p>

	<p>たもの又はおや指及びひとさし指以外の一手の三本の指が用をなさなくなったもの</p> <p>八 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの</p> <p>九 一足の第一足指又は他の四本の指を失ったもの</p> <p>十 一上肢の三大関節のうちの一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>十一 一下肢の三大関節のうちの一関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
第十一級	<p>一 両眼の眼球にそれぞれ著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 両眼のまぶたにそれぞれ著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>四 十本以上の歯に歯科補綴を加えたもの</p> <p>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>六 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>七 脊柱に変形を残すもの</p> <p>八 一手のなか指又はくすり指を失ったもの</p> <p>九 一手のひとさし指が用をなさなくなったもの又はおや指及びひとさし指以外の一手の二本の指が用をなさなくなったもの</p> <p>十 第一足指をあわせ一足の二本以上の指が用をなさなくなったもの</p> <p>十一 胸腹部臓器に障害を残すもの</p>
第十二級	<p>一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 七本以上の歯に歯科補綴を加えたもの</p> <p>四 一方の耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>五 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節のうちの一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一下肢の三大関節のうちの一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>八 長管状骨に変形を残すもの</p> <p>九 一手のなか指又はくすり指が用をなさなくなったもの</p> <p>十 一足の第二足指を失ったもの、第二足指をあわせ一足の二本の指を失ったもの又は一足の第三足指以下の三本の指を失ったもの</p> <p>十一 一足の第一足指又は他の四本の指が用をなさなくなったもの</p> <p>十二 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>十三 男子の外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>十四 女子の外貌に醜状を残すもの</p>
第十三級	<p>一 一眼の視力が〇・六以下に減じたもの</p> <p>二 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>三 両眼のまぶたにそれぞれ一部の欠損又はまつげはげを残すもの</p> <p>四 五本以上の歯に歯科補綴を加えたもの</p> <p>五 一手のこ指を失ったもの</p> <p>六 一手のおや指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>七 一手のひとさし指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>八 一手のひとさし指の末関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>九 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの</p> <p>十 一足の第三足指以下の一本又は二本の指を失ったもの</p> <p>十一 一足の第二足指が用をなさなくなったもの、第二足指をあわせ一足の二本の指が用をなさなくなったもの又は一足の第三足指以下の三本の指が用をなさなくなったもの</p>
第十四級	<p>一 一眼のまぶたの一部に欠損又はまつげはげを残すもの</p> <p>二 三本以上の歯に歯科補綴を加えたもの</p> <p>三 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>四 上肢の露出面にてのひら大の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>五 下肢の露出面にてのひら大の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>六 一手のこ指が用をなさなくなったもの</p> <p>七 一手のおや指及びひとさし指以外の指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>八 一手のおや指及びひとさし指以外の指の末関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>九 一足の第三足指以下の一本又は二本の指が用をなさなくなったもの</p> <p>十 局部に神経症状を残すもの</p> <p>十一 男子の外貌に醜状を残すもの</p>

## 学校安全に関する資料

学校安全普及に関する業務をもとに報告書を取りまとめることや、学校安全教育参考資料、学校における災害防止のための各種図書を編集・発行しています。

### ◆ 有償販布の書籍



#### ☆ 学校の管理下の災害-20 基本統計-

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、2年に1度、災害統計調査（基本統計）を実施し、その結果を「学校の管理下の災害 基本統計-」として編集し、出版しています。

平成15年度に各都道府県支部（現在は6支所）において、医療費の給付をした事例を基に、統計調査を行い、「学校の管理下の災害-20 基本統計-」にまとめました。学校における負傷・疾病の発生傾向を、学校種別、場所別、時間別及び体育種目別など様々な角度から調査しています。災害の防止だけでなく、調査研究資料としても御活用ください。

（平成18年3月発行／A4判264ページ／価格1,575円）



#### ☆ 学校における水泳事故防止必携（新訂版）〔付録〕追補版 （ガイドライン2000による心肺蘇生法）

水による事故の現状から、安全指導及び安全管理、事故防止のための対策や救助活動などについて、簡潔にまとめています。学校における水泳指導者のための水泳事故防止の必携書です。付録として心肺蘇生法の国際的なガイドラインについて、帝京大学名誉教授岡田和夫氏に御執筆いただいた追補版を発行しました。

（平成14年5月発行／B6判232ページ（追補版含めたページ数）／価格735円）



#### ☆ 安全教育参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省著作）

安全指導の意義、学校安全計画、目標・内容・指導の進め方、災害時における心のケア等、学校における安全教育の指針を示した参考資料です。2002年度から実施された学習指導要領の改訂等を踏まえ、幼稚園から高等学校までの児童生徒等を対象に、一貫した安全教育・安全管理を進めていくために、教職員必読の書です。

（平成14年2月発行／A4判220ページ／価格500円）



#### ☆ 学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル（文部科学省著作）

学校への不審者侵入防止と、侵入した際の児童生徒等の犯罪被害の防止に焦点を当て、諸外国の学校の安全管理の状況、学校施設の安全管理に関する調査研究の成果、各学校での緊急対策例、大阪教育大附属池田小学校からの報告及びご遺族の意見等を参考とし、学識経験者の協力を得て作成しました。各学校における具体的な対応の参考になるマニュアルです。

（平成16年1月発行／A4判34ページ／価格315円）



#### ☆ 教職員のための防災事典

地震、津波、火山、気象（風・雪・雷）災害などのメカニズム及びその防災対策等、学校における防災教育・防災管理の在り方について、わかりやすく解説しています。災害と子どものメンタルヘルス、特に外傷後ストレス傷害（PTSD）の症状と対策についても詳しく述べ、豊富な展開例（幼・小・中・高・盲・聾・養護学校）を示し、学校ですぐに役立つよう記述した参考書です。

（平成11年3月発行／A5判620ページ／価格4,410円）



☆ 学校における突然死予防必携（文部科学省監修）

医学的根拠と実際の事例を基に、学校における健康管理・指導の在り方等を具体的に示した、突然死の予防を図るための必携書です。

（平成16年3月発行／A4判112ページ／価格1,260円）



☆ 学校の安全管理に関する取組事例集～学校への不審者侵入時の危機管理を中心に～

（文部科学省著作）

不審者の侵入時を中心とした学校における犯罪被害防止のための考え方や進め方と特色ある安全管理の取組等の事例を掲載しています。

（平成15年12月発行／A4判112ページ／価格630円）



☆ 災害共済給付関係法令集 平成17年度版

災害共済給付関係の法令・基準・規則・通知等を取りまとめている関係法令集の最新版です。今回の発行に当たっては共済掛金の改定、死亡・障害見舞金の改定や給付基準の見直しによる改正等を盛り込んでいます。また、索引を付記し、お調べになりたいキーワードから法令等を参照できるようにしました。災害共済給付の請求事務を行うに当たっての必携書です。

（平成18年3月発行／A5判368ページ／価格1,575円）

## ～ 御 購 入 方 法 ～

### 1 一般書店にて注文

通常、一般書店の店頭には置いておりません。「日教販取次ぎ」にて書店に御注文ください。多少のお時間はかかりますが、小口注文（合計注文部数が1～4部）の場合は、郵送料や振込手数料などがかからないため、この方法が便利です。

### 2 日本スポーツ振興センター健康安全部健康安全事業課へ注文

書籍の送料はお客様負担とさせていただきますが、合計注文部数が5部以上の場合、センターで負担します。

配送場所、配送日が指定できます。

\* なお、支払方法を銀行振込みとした場合の振込手数料は、お客様負担とさせていただきますので、御了承ください。

※健康安全事業課：03-5410-9156

**学校の管理下の死亡・障害事例と  
事故防止の留意点**

〔平成17年版〕

---

平成18年3月30日 発行

発行 独立行政法人 日本スポーツ振興センター  
健康安全部

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号

TEL 03-5410-9156 FAX 03-5410-9167

(健康安全事業課)

ホームページアドレス <http://www.naash.go.jp>

印刷 若越印刷株式会社

〒140-0001 東京都品川区北品川1-13-10

---

定価 840円(税込)



**学校の管理下の死亡・障害事例と  
事故防止の留意点**

〈平成17年版〉

定価 840円(税込)